

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	特別障害者扶養信託制度に係る非課税措置等の見直し	
税 目	贈与税、相続税	
要 望 の 内 容	<p>特別障害者扶養信託制度について、「親亡き後」を見据え、障害が重度である特別障害者のみ非課税対象とする現行の取扱いを見直し、一般障害者も非課税対象とする措置を講じる。</p> <p>併せて、特別障害者の親をはじめとする委託者の中で、受益者たる特別障害者が亡くなった後の残余財産を障害福祉施設等に寄付したいとするニーズが高まってきていることから、当該ニーズに応えるべく、帰属権利者の設定等を新たにできるようにする。</p> <p>特別障害者扶養信託制度：個人が、特別障害者を受益者として、金銭等を信託銀行等に信託した場合、6,000万円を限度に贈与税を非課税にすることができる制度</p> <p>特別障害者：障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるもの（所得税法第2条第1項第29号より）。手帳の等級が1級・2級の身体障害者や1級の精神障害者、重度の知的障害者等がこれに含まれ、それ以外を「一般障害者」と称している。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	約 2 3 百万円 （ - 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的          障害者の親に対して、「親亡き後」の不安解消を図るとともに、障害者の単身生活を支える制度を充実させ、障害者の生活の長期にわたる安定を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性          特別障害者扶養信託制度は、昭和50年に創設された税制上の制度であり、本制度の利用により、障害者の親等の委託者から、受益者たる特別障害者本人に対して、6,000万円を限度として贈与税を負担することなく、財産を確実に移転することができるようになる。また、委託者の死亡後も、受託者が定期的に必要な金額を障害者に対して交付するため、安全・確実に財産を管理することができる。</p> <p>このように、特別障害者扶養信託制度は「障害者への財産移転」と「財産管理」を一つの制度の中で両立させ、特別障害者の単身生活の安定を図るものであり、特別障害者の親が抱える所謂「親亡き後の不安」の解消を図るだけでなく、特別障害者の自立した生活を支える一助ともなる制度である。</p> <p>しかしながら、障害者に対する他の税制措置（相続税や所得税等）では、特別障害者だけでなく一般障害者も対象としているのに対し、本制度については特別障害者に対象を限定している。そのため、一般障害者については、生前贈与する場合に贈与額全てが課税対象となり、一般障害者の親からすれば、生前贈与という選択肢を利用してまで財産移転しようとする動機を持つには難しい実情にある。</p> <p>また、平成18年に信託法が改正されたにもかかわらず、特別障害者扶養信託制度においては、当該改正により相続税法では全般的に手当された帰属権利者の設定や、信託終了日を受益者の死亡後6ヶ月から死亡日とする改正がまだなされていない状況となっている。親等をはじめとする委託者に残余財産の寄附に関するニーズがあるものの、現行制度では帰属権利者の設定等ができないため、委託者にとっては、障害者の死亡後の残余財産を障害福祉施設等に寄附することができず、委託者のニーズに適うものとなっていないといえる。</p>		
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標          障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1          必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること</p> <p>1-1          障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会の構築</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>-</p>
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>-</p>		

		政策目標の達成状況	-
有効性		要望の措置の適用見込み	約240万人(一般障害者数)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
相当性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	市町村の地域生活支援事業において、成年後見制度利用支援事業を必須事業化(平成24年度~)【平成25年度要求額48,000百万円の内数】
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置と相まって、障害者の親亡き後を見据えた措置を講ずるもの
		要望の措置の妥当性	<p>特別障害者扶養信託制度が制定された昭和50年当時は、親亡き後の不安について、特別障害者の親の方が、一般障害者の親に比べ、より大きな不安を抱いており、生前贈与の動機についても一般障害者の親に比べて高いと考えられていた。そのため、非課税対象はまず特別障害者に限定された上で制度が開始された。</p> <p>ところが、実際には、障害の程度に関わらず、障害者の親は同程度に不安を抱え、生前贈与の動機も同様に有しているといえる。そこで、障害者の「親亡き後」対策のさらなる充実を図る観点から、贈与税の非課税対象として一般障害者を含めることは妥当と考えられる。</p> <p>また、衆議院及び参議院の厚生労働委員会での「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附帯決議において、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと。」とされたことから、「親亡き後」対策について、予算面だけでなく、税制面からも措置を講じていくことが適当である。</p>
果に 適用 税特別 これ 果に 適用 税特別 これ 果に 適用 税特別 これ		租税特別措置の適用実績	-

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		-